区分	率又は額
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（以下「省令」という。）第四条に規定する算定率	○・○一○三六一
省令第十二条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	○・九六七七三
省令第十六条第一項第一号に規定する額	一円五○銭
省令第十六条第一項第二号に規定する額	九十八円○○銭
国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	九十七円四○銭
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るものを除く。）並びに老人保健施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）に係るもの（施行法第二十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十六条の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給（以下「旧老人保健施設療養費の支給」という。）に係るものに限る。）	四十八円七十銭
薬局に係るもの	○・○○○○○
省令第十六条第二項において準用する省令第八条第一項第二号に規定する率	○・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「国保審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）を除く。）並びに老人保健施設に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。）	○・○○○○○
薬局に係るもの（国保審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	○・○○○○○
平成十八年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する確定負担調整加算率	○・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○厚生労働省告示第百二十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十四年厚生労働省告示第二百九十四号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、受給資格に係る離職の日が平成二十五年三月三十一日以前である受給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、次の各号に掲げる区域とする。

一　北海道の区域（札幌公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二　青森県の区域

三　岩手県の区域（盛岡公共職業安定所、釜石公共職業安定所、宮古公共職業安定所、大船渡公共職業安定所及び久慈公共職業安定所の管轄区域を除く。）

四　宮城県の区域（大河原公共職業安定所、築館公共職業安定所及び迫公共職業安定所の管轄区域に限る。）

五　秋田県の区域（秋田公共職業安定所の管轄区域を除く。）

六　山形県の区域（山形公共職業安定所の管轄区域を除く。）

七　新潟県の区域（新潟公共職業安定所、長岡公共職業安定所、三条公共職業安定所、十日町公共職業安定所、巻公共職業安定所及び南魚沼公共職業安定所の管轄区域を除く。）

八　富山県の区域（滑川公共職業安定所の管轄区域に限る。）

九　山梨県の区域

十　長野県の区域（長野公共職業安定所、飯山公共職業安定所及び大町公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十一　滋賀県の区域（長浜公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十二　京都府の区域（京都西陣公共職業安定所及び京都七条公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十三　大阪府の区域（大阪東公共職業安定所、梅田公共職業安定所、大阪西公共職業安定所及び淀川公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十四　鳥取県の区域

十五　島根県の区域（松江公共職業安定所、浜田公共職業安定所及び出雲公共職業安定所の管轄区域を除く。）

十六　岡山県の区域（和気公共職業安定所、高梁公共職業安定所及び笠岡公共職業安定所の管轄区域に限る。）

十七　広島県の区域（呉公共職業安定所、尾道公共職業安定所、福山公共職業安定所、可部公共職業安定所及び廿日市公共職業安定所の管轄区域に限る。）

十八　山口県の区域（宇部公共職業安定所、防府公共職業安定所、下松公共職業安定所及び柳井公共職業安定所の管轄区域に限る。）

十九　徳島県の区域（徳島公共職業安定所及び鳴門公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二十　香川県の区域（さぬき公共職業安定所の管轄区域に限る。）

二十一　愛媛県の区域（新居浜公共職業安定所及び四国中央公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二十二　高知県の区域

二十三　福岡県の区域（福岡中央公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二十四　佐賀県の区域

二十五　長崎県の区域

二十六　熊本県の区域

二十七　大分県の区域（豊後大野公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二十八　宮崎県の区域（都城公共職業安定所及び小林公共職業安定所の管轄区域を除く。）

二十九　鹿児島県の区域

三十　沖縄県の区域